

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中瀬牧西線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>深谷市中瀬字向島一六二一番五地 先から同市中瀬字向島一八三九番 地先まで</p>	<p>深谷市中瀬字向島一五八六番 二地先まで</p>	<p>深谷市中瀬字向島一五六五番二地 先から同市中瀬字向島一五八六番 二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇〇 一四・〇〇〇</p>	<p>九・四〇〇 一五・八〇〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二六六・六〇</p>	<p>二六五・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>旧道は、深谷市に引き継ぐ予定。</p>			<p>備 考</p>